

市第71号議案

横浜市奨学条例の一部改正

横浜市奨学条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年11月27日提出

横浜市 長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市奨学条例の一部を改正する条例

横浜市奨学条例（昭和28年4月横浜市条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第11条の2」を「第11条」に、「高等学校入学資金」を「入学資金」に改める。

第1条中「大学及び」を削る。

第1条の2を次のように改める。

（学資の種類）

第1条の2 この条例により支給し、又は貸与する学資の種類は、奨学金及び入学資金とする。

第2条中「支給し、又は貸与する学生及び」を「支給する」に改め、「大学又は」を削る。

第3条第1項を削り、同条第2項中「高等学校奨学金」を「奨学金」に、「12,000円」を「10,000円」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「それぞれ市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）」を「教育委員会」に改め、同項を同条第2項とする。

第4条の見出しを「（支給期間）」に改め、同条中「支給し、又は貸与する」を「支給する」に改める。

第5条第1項中「市長等」を「教育委員会」に改める。

第6条第1項中「学生にあっては市長が、生徒にあっては」及び「、それぞれ」を削る。

第7条中「の各号」を削り、「市長等に届出なければならない」を「教育委員会に届け出なければならない」に改める。

第10条中「市長等」を「教育委員会」に改め、「又は貸与」を削る。

第11条第1項を削り、同条第2項中「高等学校奨学金」を「奨学金」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項を同条とする。

第11条の2を削る。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 入学資金

第12条中「高等学校入学資金（以下「入学資金」という。）」を「入学資金」に改める。

第16条を次のように改める。

（返還免除及び返還猶予）

第16条 教育委員会は、入学資金の貸与を受けた者が災害、疾病その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったと認めた場合には、入学資金の一部又は全部の返還を免除し、又は必要な期間返還を猶予することができる。

第18条中「市長等」を「教育委員会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の横浜市奨学条例（以下「旧条例」という。）の規定により大学奨学金の貸与を受ける学生として決定された者に係る異動の届出、大学奨学金の交付又は交付の休止、大学奨学金の停止又は減額、大学奨学金の返還及び大学奨学金の返還の免除又は猶予については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の横浜市奨学条例（以下「新条例」という。）第3条第1項の規定は、施行日以後に奨学金の支給を受ける生徒として決定された者に係る奨学金の支給について適用し、施行日前に高等学校奨学金の支給を受ける生徒として決定された者に係る高等学校奨学金の支給については、なお従前の例による。
- 4 前項に定めるもののほか、旧条例の規定により支給された高等学校奨学金（同項の規定により支給される高等学校奨学金を含む。）は、新条例の規定により支給された奨学金とみなして、新条例第7条から第11条まで及び第18条の規定を適用する。
- 5 旧条例の規定により貸与された高等学校入学資金は、新条例の規定により貸与された入学資金とみなして、新条例第15条から第18条までの規定を適用する。

提 案 理 由

大学奨学金を廃止するとともに、高等学校奨学金の額を改定するため、横浜市奨学条例の一部を改正したいので提案する。